

平成21年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成21年5月30日(土)

時 間：14:00～16:30

会 場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委 員 覺正会長、阿部副会長、加藤委員、成瀬委員
事務局 有澤総務課長、細口班長、半田主査補、勝田主任主事

昨日、会長、副会長が本日の議題について協議をした結果、不開示情報を取り扱う可能性があるため、本日の会議を非公開とする決定をした旨の報告が事務局からありました。

1 報 告

事務局から、6月議会に上程する「佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例」についての説明を行いました。

改正部分は2つの条例とも特例的に開示を定めている個人情報の公務員の部分について、上位法ではありませんが「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の定めにならって「であって、公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められる情報」を削除しようとするものです。施行期日は6月議会最終日の6月29日に議決をいただいた後に公布を行います。

また、この条例による改正後の佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の規定は、平成21年1月18日以降に実施機関の職員が作成した公文書について適用しようとするものです。働きかけに関する開示請求で、開示することによって個人の権利利益を侵害するおそれがあるとして不開示としていたものについて、開示を今後検討しようとするものです。適用遡及につきましては、本年1月18日から20日にかけて朝日新聞で当該報告書の存在が報道されたことを受けて、それ以降になされたものについて、当該改正条項を勘案した上で開示請求がなされた場合に、改めて開示の判断をさせていただこうというものです。

上記報告を受けて、主な意見として、以下のような意見がありました。

〔委 員〕 条例改正案の新旧対照表の明示と経過の説明をお願いします。また問題点は不遡及の原則に抵触しないかについてどのように考えたらよいのかということです。

〔会 長〕 条例改正案上程に至った経緯についてご説明をお願いします。

〔事務局〕

1月18日から20日にかけて報道されたものは、平成14年12月27日に制定された「佐倉市市政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則」、これは適用日を平成14年4月1日まで遡及して適用していますが、それに基づいて実施機関の職員が作成した働きかけ報告書です。平成20年10月9日、朝日新聞社から郵送で情報公開請求がなされました。働きかけの報告書のうち議員からの働きかけのみを対象とし、遡及可能なものすべてという内容でした。これについては、請求者の了承を得た上で、以前すでに開示済みの報告書については情報提供で対応をし、新たに開示請求の対象となった報告書については、開示決定をした上で、平成20年10月22日に朝日新聞社に対し、合計29件の写しを交付しました。29件のうち27件につきましては、議員名について不開示としました。これを受け平成21年1月18日、19日、20日に働きかけに関する記事が掲載されました。

こののち、平成21年3月2日から佐倉市議会2月定例議会の一般質問がありまして、それぞれの会派、また無所属議員からも多くの一般質問がなされ、この中でなぜ名前が公表できないのか今後の措置等についてご質問をいただいております。これを受けて市長並びに総務部長から佐倉市情報公開条例第7条第2号の規定によりまして、当該文書の氏名を公表することは、ここに記載されている公務員の権利利益を侵害するおそれがあるということで、氏名については開示できないという答弁をしています。あわせてそのような事実についてどのように確認したかという質問をいただいた中で、基本的には一般の起案文書と同様に、職員が起案してきたものは事実を客観的に述べたものだと理解しており、今後については専門的な委員に委嘱をしながら告訴すべきものは告訴をするというような答弁をしています。その後、実施機関におきましては19年度以降の働きかけ報告書等の開示請求を受け、その写しについて交付をしておりますが、平成21年3月17日に公文書開示決定等に対する不服の申出がなされ、今現在、情報公開審査委員が不服の処理を行っています。

1月18日以降の新聞報道、並びに平成21年2月定例議会において質疑がなされた経緯をふまえ、3月24日に佐倉市議会議員30名のうち29名のサインを得て議員の政治倫理に関する決議がなされました。本決議中の「行政側の責任において事実経過並びに氏名の公表」をするという部分について、執行部の指示を受けながら事務局で調整した結果、佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の「であって」以降の部分を削除するという指示があり、今回の条例改正案上程に至りました。

また先ほど委員から「不利益不遡及の原則をどのように考えるのか」というご質問がありました。平成21年1月18日の朝日新聞の報道で、佐倉市において、規則に基づき、働きかけに関する報告書を作成していることが一般に公になりました。働きかけに関する報告書の存在が明らかになったのにもかかわらず、改めて働きかけを行ったと考えることが適当であろうということで1月18日以降のものについて遡及をするよう条文の整理をするよう指示

を受けました。

また併せて遡及についてどう考えるかということですが、実質的には本条例の遡及により直接的に影響を受けるのは、市側が開示請求に関してどういう基準で開示・不開示を判断するかの部分のみであって、それが直接他の第三者に対しては、影響を与える場合には当たらないのではないかということの判断をして、本議会に上程させていただくことになりました。

〔委員〕 1月18日から20日までに朝日新聞で報道されたものについて審査委員の方で判断はされたのでしょうか。

〔事務局〕 現在不服審査中です。

〔会長〕 平成15年の不服の説明を差し支えない範囲でお願いします。

〔事務局〕 平成14年12月27日に佐倉市市政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則が公布され、平成14年4月1日に遡及して施行されました。平成15年度に働きかけの報告書の開示請求に対して、議員名を不開示としたところ、不服の申出がありました。本件は議員の職務の遂行に関するものと判断できる一方で、報告書の内容について相手方に確認を取っていないため、「個人の権利利益を侵害するおそれがある」ということで不開示とするのが妥当であるとの審査委員の判断をいただいております。

〔会長〕 平成15年に市側に改善要望事項を出しています。その点について差し支えない範囲で説明を付け加えて下さい。

〔委員〕 条例改正後は、結果的に運用として個人名が開示されることになるということではよろしいですか。

〔事務局〕 今回の条例改正については、直ちに氏名が全て開示されるという性格のものではありません。しかしながら従前判断をする際に当該公務員の権利利益を害するおそれのあるものについては不開示とするという部分が入っておりましたので、その部分の判断についてはなくなり、職務かどうかという判断のみとなります。この場合、氏名が開示される可能性が極めて高くなると考えています。

なお、平成15年度の不服審査においては、最終的には実施機関の判断は妥当であったというご判断をいただきましたが、「働きかけ規則の目的からも働きかけに関する報告書については、市民に対しその内容を説明し、市政に関する理解や信頼を得られるようにする必要があるものと考えます。そのため、実施機関においては、今後、働きかけ規則を運用するにあたり、議員からの働きかけに関する報告書の記載内容の正確性を確保するための措置等について検討することを要望します。」という付帯意見をいただいております。

〔委員〕 規定の有無にかかわらず、不遡及は原則で、これを解除する理論的な根拠は働きかけの規則のどの部分だろうと考えていますか。

〔会長〕 私が理解する範囲ではありません。

〔委員〕 いくつかの法的な論点があると思いますが、条例と遡及させるかどうかという問題を横に置けば、現行条例のままでも審査で開示することができるのではないのでしょうか。従来の判断の中で例外に該当するとして開示しなかったわけですから、判断は時代の流れとともに変遷します。地方自治の原則からすれば市議会議員の意向は市民の意向を反映しているわけですから、それに基づいて遡って平成 15 年度のものもいかがでしようとして出てきたら、現行条例のままでも再度審査をして公開してよしとするのも可能かもしれません。

遡及についてですが、学問上はまずいのでしょうか、刑事立法ではないのでやろうと思えばできると思いますが、遡及条項を入れなくても解釈でやれることですから、わざわざその条項を入れる必要はありません。またもっと言えばその条項を入れることにより平成 21 年 1 月 18 日で区切ることになります。区切るのではなく平成 15 年でも 16 年でも 17 年でも遡って構わないわけです。市民にとっては過去の情報で有用なものであって時代の流れとともに見る必要があるというのが出てきたら、審査を行えばよいわけです。逆にこれを作ることによって 21 年以前のは出さなくてよいというようにも取れてしまいます。学問的な筋から言っても遡及のところを削るということで、あとは審査委員の解釈は、市議会や時代の流れを反映してやっていくものだと思います。

〔委員〕 過去に審査委員をやっていた頃、公務員の職務としてやっている行為について個人情報が入っていても職務行為として開示できるだろうという説がありました。開示したようなことがあったような記憶があります。今の判例がどうなっているのかは分かりませんが。

〔委員〕 本件については、個人の権利利益を害するおそれがあるとして開示しなかったのですね。

〔委員〕 不開示になったわけです。不服の申出が出た時に審査委員の先生方がどのようにお考えになるかという問題です。わざわざ条文で遡らせてやらなくてもよいでしょう。というのは、この決議が出て、市民の意向もあり、市長の意向もあり、不服があれば申し出ただけであればよいのです。この条例改正案でいえば、附則のところの 2 の適用区分がなくてもよいと思います。かえってあると平成 21 年以前は内緒ということになってしまいます。

〔事務局〕 今現在、実施機関の決定として、不服の審査をしているものすべてについて、

個人の権利利益を侵害するおそれがあるとして不開示としています。それに対して情報公開審査委員会にご判断をいただいているところです。

〔委員〕 適用区分を除いた上で、条例を改正し、すべての公文書を改正後の条例に基づく開示請求の対象とすることもできるのではないのでしょうか。

〔委員〕 いつどの文書まで及ぶのかというと文書整理できているものすべてということですので、適用区分を除いて条例を改正すれば、すべての公文書を開示請求の対象とすることができると思います。しかし、遡及の意味を実質的に取ると問題があると思います。

本日の審議会の結果を会長がまとめ、以下のような点について、委員の意見の一致を見ました。

(1) 条例の改正について、佐倉市情報公開条例第7条第2号、佐倉市個人情報保護条例第16条第2号のそれぞれの規定の一部削除については、状況等をふまえて理解はできるという委員の意見の一致を見ました。

(2) 佐倉市の望ましい行政の在り方として、この条例の中に、新聞報道にある個別の事柄を踏まえて原案のような適用区分を入れることについては良い意味でも、悪い意味でも不相当であるという委員の意見の一致を見ました。

(3) 情報公開制度の中で、働きかけ報告書を扱うことには限界があり、コンプライアンス条例の制定を検討すべきではないかという委員の意見の一致を見ました。

(4) 平成15年度に出された情報公開審査委員会に対する不服の申出に係る処理結果において審査委員会から付帯意見が出されていながら、市において何ら取組みがなされておらず、このような問題が生じたことは非常に遺憾であるという委員の意見の一致を見ました。

他に意見等がないことを確認して、会長が会議を終了しました。